



事業主の皆様へ

平成28年6月20日
社会保険労務士法人 リヴル総研
代表社員 奥村 繁子

雨後の新緑がひととき濃く感じられる今日この頃です。
皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうかお伺い申し上げます。さて今月は、労働保険料や助成金等について、お知らせいたします。

労働保険料の納付はお済でしょうか

今回の労働保険料の納付期限は7月11日です。口座振替の振替日は9月6日です。
まだお済でない事業所様は、お早めにご納付下さい。便利な口座振替をご希望の方は、リヴル総研までご連絡下さい。

再掲載！！

2月の所報でお知らせした両立支援等助成金が詳しく決定しましたので、ご紹介します。

出生時両立支援助成金

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りのための取組を行い、男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主に助成します。

◎支給対象となるのは、子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上（中小企業は連続5日以上）の育児休業です。

◎過去3年以内に男性の育児休業取得者が出ている事業主は対象外です。

◎支給対象となるのは、1年度につき1人までです。

| | | | |
|-------|------|-----------|-------|
| 《支給額》 | 中小企業 | 取組及び育休1人目 | ：60万円 |
| | | 2人目以降 | ：15万円 |
| | 大企業 | 取組及び育休1人目 | ：30万円 |
| | | 2人目以降 | ：15万円 |

中小企業、大企業それぞれの詳細が決まりました。
ご不明な点は、リヴル総研までお問合せください。



介護支援取組助成金

労働者の仕事と介護の両立に関する取組を行った事業主に助成します。

◎支給対象となる取組は、厚生労働省で作成している「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づく取組です。

◎具体的には、厚生労働省が指定する資料に基づき、以下の全ての取組を行った場合に支給します。

◎平成28年6月24日より支給要件の一部が見直しされました。追加点は②、⑤の赤字箇所です。

①従業員の仕事と介護の両立に関する実態把握（社内アンケート）

※平成27年4月1日以後に厚生労働省が指定する所定の調査票に基づいて、雇用保険被保険者に対するアンケート調査により実施するものであること

②制度設計・見直し（育児・介護休業法に定める介護関係制度について、法律を上回る制度を導入すること ※③④より前に実施）

③介護に直面する前の従業員への支援（社内研修の実施、リーフレットの配布）

④介護に直面した従業員への支援（相談窓口の設置及び周知）

⑤働き方改革（年次有給休暇の取得促進、時間外労働時間の削減 ※①～④に取り組んでから3か月経過後、一定水準以上の実績があること）

《支給額》 1企業1回のみ：60万円

ご不明の点は、リヴル総研までお問い合わせください。

お孫さんがいらっしゃる従業員の方へ

祖父母の育児休暇等取得促進奨励金

福井県では、家族みんなで子育てを支え合う環境づくりを進めるため、祖父母の育児休暇等の取得を促進する企業に奨励金を支給しています。

◎支給要件は、福井県内に本社を有する事業主様

◎平成28年4月1日以降に、就学前のお孫さんを預かるために連続して10日以上、または連続して5日以上を2回（計10日）育児休暇等を取得されている、福井県内に勤務の従業員（祖父母）がいることが要件です。

《支給額》 1事業主につき1回のみ：10万円

ご不明の点は、リヴル総研までお問い合わせください。



10月より、被保険者資格取得の基準変更

平成28年10月1日から被保険者資格取得の基準（4分の3基準）が明確になります。

| 改正前 | 改正後 |
|---|----------------------------------|
| (a) 1日または1週の所定労働時間および1月の所定労働日数がおおむね4分の3以上 | (a) 1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が4分の3以上 |
| (b) 被保険者として取り扱うことが適当な場合は、総合的に勘案し、被保険者の適用を判断すること | (b) 廃止 |

賞与・算定基礎届の時期です

被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が出ないように、毎年1回（今年は7月1日～11日）算定基礎届を届出し、全員の標準報酬が改定されます。

届出には4月・5月・6月度の賃金台帳が必要になりますので、6月度の賃金支払いが終わりましたら、担当者にご提出をよろしくお願いいたします。

この時期は、賞与を支給される事業所様も多いと思います。賞与支払届を提出する必要がありますので、担当者までご連絡下さい。

全国安全週間

平成28年7月1日～7日は全国安全週間です。身の回りの危険を見つけて安全管理を見直しましょう。この時期は熱中症にもかかりやすいです。適切な食事、十分な睡眠を取って熱中症にかかりにくい体づくりをすることが大切です。水分、気温、湿度に気をつけて下さい。

「無期転換ルール」特例の認定申請はお済でしょうか？

有期雇用特別措置法による特例の適用

先月の所報でお知らせしました、継続雇用の高齢者無期転換ルールの特例申請ですが、事業所様からお問い合わせがあり、いくつか手続きをさせて頂きました。順次、各事業所様へ決定通知書が届いています。ご興味のある事業所様はご連絡下さい。

トピックス



「LGBT もセクハラ対応の対象」と明記 企業向け指針改正へ

厚生労働省は、男女雇用機会均等法の「セクハラ指針」の改正を行い、企業にLGBTなどの性的少数者へのセクハラにも対応する義務があることを明文化する方針を固めました。性的少数者は現在でも指針の対象ですが、明文化されていません。「性的指向や性自認にかかわらず対象となる」と新たに明記し、一層の周知を図るのがねらいです。2017年1月より適用の見通しです。



「改正発達障害者支援法」が成立 特性に応じた雇用管理が必要に

教育・就労の支援充実を柱とする「改正発達障害者支援法」が参議院本会議で可決、成立しました。公布後3カ月以内に施行されます。就労面では、就労後の定着支援を国と都道府県の努力義務として規定。ハローワークなどによる取組みの拡充を求めるとともに、事業主に対しては、働く人の能力を適切に評価して特性に応じた雇用管理を行う努力義務を課します。



「改正確定拠出年金法」が成立 専業主婦・公務員なども対象に

改正確定拠出年金法が衆議院本会議で可決、成立しました。2017年1月から個人型の確定拠出年金（DC）、の対象に専業主婦（約932万人）、公務員（約439万人）にも広げ、実質的に全現役世代が加入資格を得ることになります。また、企業年金の普及策として、従業員100人以下の中小企業向けに設立手続を簡素化した「簡易型DC」を創設します。



社会保険労務士法人リヴル総研

奥村繁子行政書士事務所

〒910-0347 福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-19

T e l 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 0 0

F a x 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 1 0